



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

ウェルフェア・レポート[®]

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行先：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

介護サービスの収支差率 全体平均で前年度より低下

～厚生労働省

厚生労働省は11月10日、「第38回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会」を開催し、令和5年度介護事業経営実態調査の結果を公表した。調査は今年5月に行われ(令和4年度決算を調査)、1万6,008施設・事業所から回答を得た(有効回答率:48.3%)。

結果によると、収支差率の全サービス平均は2.4%で前年度より0.4ポイント下回った。サービス種別ごとに見ると、介護老人福祉施設では△1.0%(前年度比2.2ポイント減)、介護老人保健施設は△1.1%(同2.6ポイント減)、介護医療院は0.4%(同4.8ポイント減)と、施設サービスはいずれも前年度より下回った。また、特定施設入居者生活介護2.9%(同1.0ポイント減)、短期入所生活介護2.6%(同0.6ポイント減)、小規模多機能型居宅介護3.5%(同1.1ポイント減)も前年を下回った。一方、訪問介護は7.8%(同2.0ポイント増)、訪問リハビリテーションは9.1%(同9.5ポイント増)、通所介護は1.5%(同0.8ポイント増)、福祉用具貸与は6.4%(同3.0ポイント増)、居宅介護支援は4.9%(同1.2ポイント増)と、上昇したサービスも見受けられた。

委員からは、「水道光熱費の上昇が顕著なうえ、一昨年度も1ポイント程度低下したことから、今回の調査結果も予見できた」「人材不足が悪化するなか、クロス集計を用いながらきめ細やかな分析が求められるのではないか」「特に介護老人福祉施設は、補助金がない場合はすぐマイナスになってしまうため非常に危険」などの声が上がった。また、サービスごとの有効回答率の併記やサンプル数確保など、調査自体に関する意見も出た。

調査結果は同委員会です承され、同月16日に行われた介護給付費分科会に報告された。分科会の委員からは、全サービス平均で前年度比0.4ポイント減という状況を受け、来年度の介護報酬改定での基本報酬増額や処遇改善策の大幅拡充などを求める声が上がった。

施設と医療機関の連携強化をさらに推進

～厚生労働省

厚生労働省は11月16日、「第231回社会保障審議会介護給付費分科会」を開き、2024年度介護報酬改定に向けて、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、高齢者施設等と医療機関の連携強化などについて議論した。厚労省の示した対応案は概ね了承された。

介護老人福祉施設で論点となったのは、緊急時の医療提供体制の整備や、透析が必要な入所者の送迎・付き添いの評価など5点。このうち、透析が必要な入所者の送迎・付き添いについては、定期的かつ継続的な透析を必要とする入所者を施設職員が月に一定回数以上送迎する場合、新たに評価することを提案した。厚労省の調査(2021年度)では、7割以上の施設が日常的な観察・送迎を要する透析が必要な者の「入所を断る」としており、その受け入れにかかる負担を軽減する狙いがある。委員からは、「こうした評価は医療措置が必要な高齢者の受け入れに効果がある。他の疾患でも同様の施策を検討してほしい」との要望があった。

介護老人保健施設では、在宅復帰・在宅療養支援機能の強化などが論点となった。同機能の強化については、▽入所前後訪問指導割合および退所前後訪問指導割合の基準を引き上げる、▽在宅復帰・在宅療養支援に向けた体制を評価するため、支援相談員の配置割合に係る指標において社会福祉士の配置を評価する——ことを提案。この見直しに合わせて、現在5つある各類型の基本報酬にさらに差をつけていく考えを示した。委員からは、「(老健が)介護報酬改定の度に、在宅復帰・在宅療養支援機能を強化する仕組みを少しずつバージョンアップしていくのは必要」「支援相談員の配置割合において社会福祉士の配置を評価するのは画期的。ぜひ進めてほしい」などの意見があった。

高齢者施設等と医療機関の連携強化では、協力医療機関との連携体制の構築、入院時の医療機関への情報提供などが論点となった。協力医療機関との連携体制の構築については、特養・老健・介護医療院に対し、次の3つの要件を満たす協力医療機関を定めることを義務化する案が示された。

- ① 入所者の急変時等に、医師または看護職員が夜間休日を含め相談対応する体制が確保されている
- ② 診療の求めを受け、夜間休日を含め診療が可能な体制を確保している
- ③ 当該施設での療養を行う患者が緊急時に原則入院できる体制を確保している

1年の経過措置を設け、複数の協力医療機関を定めることにより①～③を満たすことも可能。特定施設と認知症グループホームについては、①と②を努力義務とするとした。委員からは、「規模の小さな町村では医療機関の数が限られ、要件を満たす連携体制をどうしても取れない場合がある。地理的条件、地域の特性も考慮して細部を考えるべき」「義務化を急ぎすぎる。まずは努力義務とし、段階的に進めていくべき」といった意見が出た。

介護職 2024年2月から月6,000円賃上げ

～厚生労働省

政府は11月10日、2023年度補正予算(歳出総額13兆1,992億円)を閣議決定した。

このうち厚生労働省の介護分野で予算額が最も大きいのは「介護職員処遇改善支援事業等」の364億円。これは、介護職員の賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提に、介護職員のベースアップ等支援加算に上乘せするかたちで収入を2%程度(月額平均6,000円相当)引き上げるための措置で、対象は2024年2～5月の賃金引き上げ分とする。

次いで大きいのが、351億円の「介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業」で、▽生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新、▽地域全体で生産性向上の取り組みを普及・推進するための事業、▽小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善——などを実施する。このほか、「介護ロボット開発等加速化事業」として3.9億円を計上。介護ロボットに関する相談窓口などの「開発・実証・普及のプラットフォーム」運営の充実を図る。

「こども未来戦略方針」関連に補正予算の75%を投入

～こども家庭庁

こども家庭庁は11月10日、閣議決定された総額1,895億円の令和5年度補正予算の概要を公表した。主要事項とその予算額は、次のとおり。

- ① 「こども未来戦略方針」に基づく子育て支援のスピード感ある実行(11項目、総額1,433億円(特別会計620億円含む))
- ② こども・子育て支援の推進(16項目、総額346億円)
- ③ こども政策DXの推進(11項目、総額93億円)
- ④ 性被害防止といじめ防止対策の強化(3項目、総額24億円)

予算全体の75%が①に投入され、予算額が大きい項目も①の範疇が並ぶ。1位の「保育士等の処遇改善(特別会計)」が620億円、2位の「『新子育て安心プラン』に基づく保育の受け皿整備等」が336億円で、これらは保育士の賃金向上と、彼らの働く場の耐震化・修繕などに充てられる。3位の「児童手当拡充に向けたシステム整備」の232億円は、地方公共団体の業務システム改修などに、4位の「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施に向けた試行的事業」の91億円は、時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度(仮称)」の本格実施に向けた試行的事業に使われる。

②で最も予算規模が大きいのが「地域少子化対策重点推進交付金」の90億円で、地方公共団体による伴走型結婚支援や結婚新生活支援などの取り組みに充てられる。

介護医療院の経営状況 赤字施設が37.7%に拡大

～独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人福祉医療機構は11月10日、「2022年度介護医療院の経営状況について」を公表した。これは、同機構へ決算に係る事業報告書を提出した106施設の経営内容を分析したもの。

2021年度(85施設の調査)と比較した経営状況を見ると、定員数が増加したことで入所利用率が低下したものの実利用者数は2.9人増加し、1施設当たりの事業収益も5,817万7,000円上昇。その一方で、事業利益率が1.4ポイント低下し2.6%、経常利益率も0.4ポイント低下し4.0%となり、赤字施設の割合が37.7%まで拡大した。また、昨今の原油価格・物価高騰の影響で事業収益対水道光熱費率が0.7ポイント上昇していることや、人件費が従業者一人当たり35万8,000円・1施設当たり3,291万円上昇していることから、事業費用の増加額のうち人件費が過半数を占めている状況なども明らかになった。

同一施設の比較によると、Ⅰ型では入所利用率と利用者単価が、Ⅱ型では事業利益率と経常利益率がともに低下。赤字施設を見ると、Ⅰ型・Ⅱ型ともに人件費率および経費率が高く、入所利用率が低い状況を呈していた。入所利用率と人件費率のバランスによっては黒字化の可能性もあることから、赤字施設は利用者の確保に向けた取り組みが喫緊の課題になるとの分析を示している。

認知症者に配慮した感染防止策の工夫集活用を要請

～厚生労働省

厚生労働省は11月6日、「令和4年度老人保健健康増進事業『介護施設等における認知症者の感染防止・安全管理策の手引き等に関する調査研究』の成果物について」を、各自治体などに事務連絡した(介護保険最新情報 Vol.1182)。

近年、介護施設などでの有効な感染症対策が整理されつつあるが、認知症者については一般的な感染防止策の実施が困難である場合が考えられた。そこで、株式会社日本総合研究所が昨年度、厚生労働省老人保健健康増進等事業として「介護施設等における認知症者の感染防止・安全管理策の手引き等に関する調査研究」を実施。その成果物として「介護施設等における認知症の方に配慮した感染防止対策の工夫集」を取りまとめたことを周知するもの。

同工夫集は、介護施設などで働く介護職員や看護職員、施設管理者などを対象者に、「Ⅰ.感染症対策の基礎知識」「Ⅱ.一般的な感染症対策における認知症の方に配慮した工夫」「Ⅲ.日常生活の場面ごとの感染症対策における認知症の方に配慮した工夫」「Ⅳ.参考資料」の4部構成になっている。

事務連絡では、介護施設などで認知症者への感染対策に困った際や、施設内研修教材・自主学习教材などとして同工夫集を活用するよう呼びかけている。